

## 被 保 険 者 ( 退 職 者 ) の 方 へ

次の方は、14日以内に国民健康保険及び国民年金の資格の届け出を行ってください。届け出をするところは、住所地の市役所（区役所、支所等）または町役場（支所等）となります。なお、神戸市では、市役所での手続きは行っておりません。

また、国民健康保険料（税）・国民年金保険料は、資格取得の届け出が遅れた場合でも、資格取得日に遡及して賦課されますので、必ず14日以内に届け出をしてください。

### 就職したときや健康保険の被扶養者に認定されたとき

国民健康保険に加入されていた方は、資格の喪失の手続きが必要です。

※ 各公的年金制度に共通して使用する基礎年金番号が平成9年1月から実施されたことにより、国民年金の資格喪失は自動的に行われます。

### 〈国民健康保険の資格喪失手続きに必要なもの〉

- 1 この証明書又は健康保険被保険者証
- 2 国民健康保険被保険者証
- 3 福祉医療受給者はそれぞれの受給者証

### 退職したときや健康保険の被扶養者の認定を抹消されたとき

続けて別の事業所で健康保険や厚生年金に加入する場合を除き、国民健康保険及び国民年金に加入しなければなりませんので、資格取得の手続きが必要です。

健康保険任意継続被保険者になる場合は、国民健康保険には加入する必要はありませんが、国民年金には加入する必要があります。

### 〈手続きに必要なもの〉

- 1 この証明書
- 2 同一世帯に国民健康保険に加入している方がいる場合は、国民健康保険被保険者証（国民健康保険被保険者証がカード様式の場合は、記載されている世帯主が変更となる場合等のみ必要となります。）
- 3 年金手帳又は基礎年金番号通知書
- 4 福祉医療受給者はそれぞれの受給者証
- 5 厚生年金等を受給している方は年金証書

**注 意** 保険の種類が変わった時は、すぐに受診している医療機関に申し出てください。

## 各事業主の皆様へ

兵 庫 県  
各 市 町  
年 金 事 務 所

### 健康保険・厚生年金保険資格取得（喪失）証明書の発行等について（お願い）

- 1 従業員の方が事業所を退職したときや、従業員の家族の方が健康保険の被扶養者に認定または認定抹消されたときは、「健康保険・厚生年金保険資格取得（喪失）証明書」を発行のうえ、従業員の方にお渡しください。

また、従業員の方には、この証明書により、必ず国民健康保険や国民年金の手続きをされるよう、ご指導を併せてお願いします。

#### －証明書の内容－

- ◎被保険者氏名、生年月日、健康保険被保険者証の記号・番号及び年金手帳の基礎年金番号、資格取得または喪失年月日
- ◎被保険者の扶養家族に異動があったときは、被扶養者の氏名、生年月日、続柄、被扶養者認定または認定抹消年月日

（半面の証明書様式を参考に作成して下さい。コピー使用可）

なお、次の書類の写しをもって証明書に代えることができます。

- ※ ア、イいずれも事業所（または保険者等）の名称、代表者名については、ゴム印等にて押印したもの（もしくは代表者の押印をしたもの）
  - ア 本人 健康保険・厚生年金保険資格喪失確認通知書
  - イ 家族 健康保険被扶養者（異動）届鬮

- 2 国民健康保険に加入していた方が就職されたときは、健康保険被保険者証により資格取得年月日を確認しますので証明書の発行は不要（ただし、被扶養者の被保険者証がカード型でない場合、扶養認定日を確認するために証明書が必要）ですが、健康保険被保険者証や年金手帳を渡される際、必ず国民健康保険の手続きをされるよう、ご指導をお願いします。

※ 各公的年金制度に共通して使用する基礎年金番号が、平成9年1月から実施されたことにより、国民年金の資格喪失は自動的に行われます。

- 3 国民健康保険や国民年金の手続きをするところは、住所地の市役所（区役所、支所等）または町役場（支所等）となります。なお、神戸市では、市役所での手続きは行っておりません。

4 わからない点がありましたら、つぎのところでお尋ねください。

国民健康保険 - 市役所や町役場の国民健康保険担当課  
県庁医療保険課

国民年金 - 市役所や町役場の国民年金担当課  
年金事務所国民年金課

(参考)

現在、国民皆保険、皆年金となり、国民は何らかの公的保険・公的年金に加入することになっています。

例えば、健康保険や厚生年金をやめられた場合は、国民健康保険や国民年金に加入することとなります。加入や喪失にあたっては、市町に届け出をする必要があります。

また、国民健康保険料(税)・国民年金保険料は、資格取得の届け出が遅れた場合でも資格取得日から賦課されます。

	国民健康保険	国民年金
従業員となった	資格喪失届	資格喪失届 (第2号該当届)
従業員の配偶者が被扶養者に認定された		種別変更届 (※第3号該当届)
従業員が退職した	資格取得届	資格取得届 (第1号該当届)
従業員の配偶者が被扶養者でなくなった		種別変更届 (第1号該当届)

※については、平成14年4月から被保険者の届出手続きの利便性の向上のため、「健康保険の被扶養者(異動)届」と一緒に配偶者である第2号被保険者が使用される事業所の事業主や共済組合等を経由して届け出することとなっています。

注 会社を退職された後、任意継続健康保険の適用を受ける場合は、国民年金について国民年金の担当窓口へ直接おたずね下さい。

各市町の国民健康保険課・国民年金課

**▶届出は14日以内に◀**

※資格取得(喪失)証明書は、国民健康保険や国民年金の加入や喪失の届出にあたり、提出が必要です。

証明書様式

# 健康保険 資格取得(喪失)証明書 厚生年金保険

下記の者は、健康保険等の  被保険者  取得  
 被扶養者  喪失 の資格を  したことを証明します。

(該当欄に✓をしてください。)

平成 年 月 日 所在地 \_\_\_\_\_

事業所 名称 \_\_\_\_\_

代表者 (または保険者等) \_\_\_\_\_ (印)

TEL( \_\_\_\_\_ ) 担当者 \_\_\_\_\_

記

被保険者氏名 A	(昭平 年 月 日生)		健康保険被保険者証の 記号・番号 (保険者番号及び 保険者名称) C		記号	番号
	取得平成 年 月 日	喪失平成 年 月 日 (退職年月日) B	日本年金機構の 事業所整理記号・ 被保険者整理番号 D		整理記号	整理番号
		年金手帳の基礎年金番号 E		本人	被扶養配偶者	
氏名	生年月日	続柄	被扶養者としての 認定日・抹消日	退職以外のときの 喪失理由		
被	昭平 年 月 日		認定 平成 年 月 日 抹消 平成 年 月 日			
扶	昭平 年 月 日		認定 平成 年 月 日 抹消 平成 年 月 日			
養	昭平 年 月 日		認定 平成 年 月 日 抹消 平成 年 月 日			
者	昭平 年 月 日		認定 平成 年 月 日 抹消 平成 年 月 日			
F	昭平 年 月 日		認定 平成 年 月 日 抹消 平成 年 月 日			

## (記載上の注意)

- B欄の喪失年月日は、退職年月日の翌日となります。
- (1) F欄の被扶養者欄は、被扶養者として認定または認定を抹消された場合に記入してください。本人の資格取得または喪失の際に、被扶養者がある場合も必ず記入してください。なお、被扶養者の異動だけの場合でもA, C, D, E, F欄は記入してください。  
(2) 退職以外の理由のときの喪失理由も必ず記入してください。なお、理由が次の場合は、番号(①、②)のみの記載で差し支えありません。  
〔例① 収入が被扶養者認定基準を上回ったため  
例② 被保険者本人が、後期高齢者医療制度の被保険者となったため〕
- 事業所(または保険者等)の名称、代表者名については、ゴム印等にて押印してください。なお、ゴム印等がない場合は、代表者の押印をしてください。
- 保険者が全国健康保険協会(協会けんぽ)の場合、健康保険被保険者証の記号欄は被保険者証に記載された数字(7桁または8桁)で記入してください。また、日本年金機構の事業所整理記号・被保険者整理番号もあわせて記入願います。